

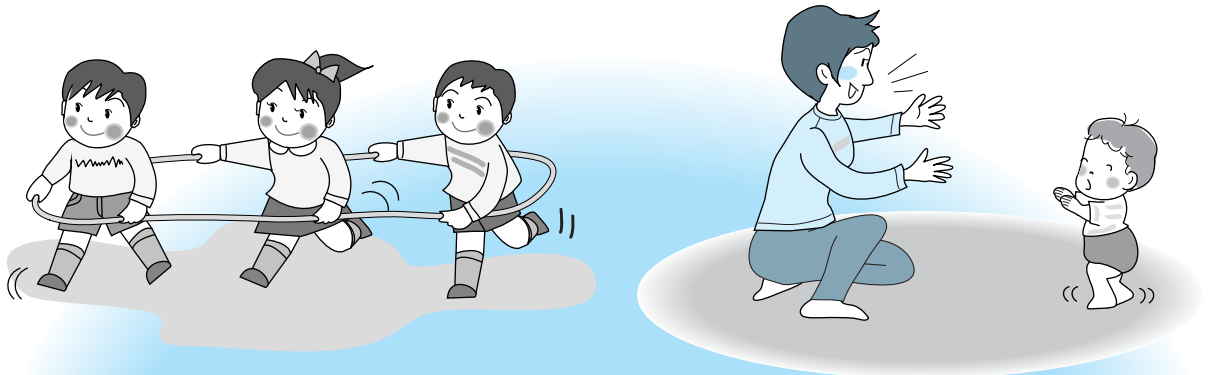
特集 税 TAX

誇れるふるさと草加の創造
…市税が支えています

平成20年
2008年 1月20日

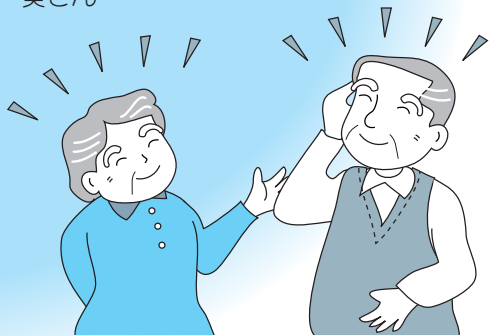
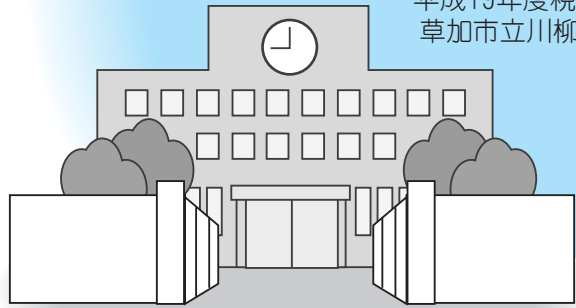
特集に関するお問い合わせ先

草加市 総務部 市民税課・資産税課・納税課・収納対策室
埼玉県草加市高砂一丁目1番1号 ☎048-922-0151(代表)



納税は 明るい未来の 第一歩

平成19年度税に関する標語 草加市長賞
草加市立川柳中学校2年 伊藤 葵さん



平成19年度一般会計歳入予算590億4700万円のうち、市民の皆さまに納めていただく市民税や固定資産税などの市税は59.0%を占め、348億5001万円となっています。

市では、市税を主な財源として市民の皆さま一人ひとりが、安全、安心で快適に生活できるまちをめざして、福祉、保健、医療をはじめ、快適な環境づくりや、教育、災害対策など、市民のニーズに対応し、市民の視点に立った行政サービスを行っています。

市税は、このような行政サービスに必要な経費をまかなうための貴重な財源であり、市民の皆さまに広く、公平に分担していただくものです。

3

市税等の収納対策について

2

固定資産税・都市計画税について

1

個人の市・県民税の
平成20年度からの主な改正点

特集

4
面
下
段

4
面
上
段

2・3
面

市税等納期一覧

※一覧表内の各期別の下段の日付は納期限です。

年（西暦）		平成20年（2008）												平成21年（2009）		
税目等	年度	平成19年度			平成20年度											
	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税・県民税 （普通徴収）		市民税 県民税 平成19年度4期 1月31日			市民税 県民税 1期 6月30日			市民税 県民税 2期 9月1日		市民税 県民税 3期 10月31日			市民税 県民税 4期 2月2日			
固定資産税 都市計画税		固定資産税 都市計画税 平成19年度4期 2月29日			固定資産税 都市計画税 1期 6月2日		固定資産税 都市計画税 2期 7月31日						固定資産税 都市計画税 3期 1月5日		固定資産税 都市計画税 4期 3月2日	
軽自動車税					軽自動車税 全期 6月2日											
国民健康保険税		国民健康 保険税 平成19年度9期 2月29日					国民健康 保険税 1期 6月30日	国民健康 保険税 2期 7月31日	国民健康 保険税 3期 9月1日	国民健康 保険税 4期 9月30日	国民健康 保険税 5期 10月31日	国民健康 保険税 6期 12月1日	国民健康 保険税 7期 1月5日	国民健康 保険税 8期 2月2日	国民健康 保険税 9期 3月2日	

◎市税などの納付は、便利・確実・手間いらずの **口座振替** をご利用ください。

申し込み手続きは、市指定金融機関・郵便局または市役所納税課へ
『納税通知書・預金（貯金）通帳・通帳の印鑑を持参してお申し込みください。』

◎ **コンビニ** でも納められます。

納付される場合は、納期限内に
「バーコード付きの納付書のみ」レジへお持ちください。

お問い合わせ先
納税課 番号一覧（直通）

管理担当
☎048-922-1098
納税担当
☎048-922-1124
調査担当
☎048-922-1126

① 個人の市・県民税の平成20年度からの主な改正点

税源移譲に伴う

市・県民税

住宅ローン控除

あなたは手続きが必要かどうか確認してみましょう

昨年まで所得税の住宅ローン控除を受けている人で、平成11年から平成18年までの入居者が対象

STEP1

対象となるのは、平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居して、税源移譲前に住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の適用を受けていた人で、税源移譲により、所得税の住宅ローン控除額から控除しきれなくなる額が生じた人。

平成19年以降に入居した場合は、別に所得税で新しい住宅ローン控除制度の特例が設けられていますので、市・県民税の住宅ローン控除の対象となりません。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

市・県民税から所得税の

住宅ローン控除が

控除されるって

どういうこと？

税源移譲により、所得税の住宅ローン控除額から控除しきれなくなる額が生じる場合は、次の二とおりです。

（図A）

所得税額が減少したため、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなる額が生じる。

（図B）

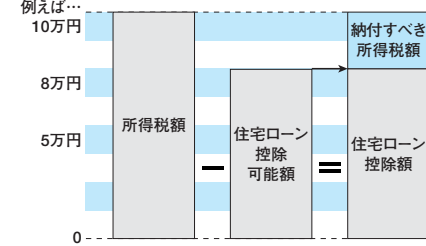
もともと住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、所得税で控除しきれなかった（所得税額が0）が、税源移譲によりさらに控除しきれない額が大きくなる。

このような場合には、税源移譲の影響を受ける住宅ローン控除相当分を、翌年度の市・県民税で控除することで税負担が変わらないようにすることができます。

（図A）

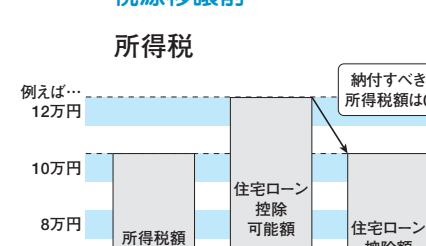
税源移譲前

所得税



（図B）

税源移譲前



平成19年から税源移譲が実施され、所得税と市・県民税の税率が変更されました。所得税額が減少することにより、所得税の住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を受けていた人の中には、住宅ローン控除の額が減少してしまう場合があります。そこで、税源移譲の前後で税負担が変わらないようにするため、住宅ローン控除の減少相当額を、翌年度の市・県民税（所得割）から控除するという調整措置が設けられました。対象となる人は、毎年、申告が必要となりますのでご確認ください。

STEP3

市・県民税から控除される金額を計算してみましょう

平成20年度市・県民税の住宅ローン控除額は、次のように計算します。

$$\text{平成20年度市・県民税の住宅ローン控除額} = \begin{matrix} \text{次の1.、2のいずれか少ない金額} \\ \text{1 平成19年分の所得税の住宅ローン控除可能額} \\ \text{2 税源移譲前の税率で算出した平成19年分の所得税額} \end{matrix} - \text{税源移譲後の税率で算出した平成19年分の所得税額}$$

左図の草加太郎さんの「平成19年分給与所得の源泉徴収票（例）」をもとに、平成20年度の市・県民税の住宅ローン控除額を計算してみましょう。

- 平成19年分の課税所得金額を求めます。
- 平成19年分の課税所得金額①「給与所得控除後の金額」②「所得控除の額の合計額」③＝課税所得金額④〔千円未満の端数切捨て〕

（例）3,860,000円①－2,250,000円②＝1,610,000円③

- 1で算出した平成19年分の課税所得金額③を、新旧の税率表の税額の計算式に当てはめて、税源移譲前と税源移譲後の所得税額をそれぞれ求めます。

■税源移譲前の税率で算出した平成19年分の所得税額

課税所得金額 1,610,000円③ 旧税率表 ×0.1 = 161,000円④

●税源移譲後の税率で算出した平成19年分の所得税額

課税所得金額 1,610,000円③ 新税率表 ×0.05 = 80,500円⑤

■税源移譲前の所得税の旧税率表

課税所得金額④	税額の計算式
1,000円～3,299,000円	④×0.1
3,300,000円～8,999,000円	④×0.2－330,000円
9,000,000円～17,999,000円	④×0.3－1,230,000円
18,000,000円～	④×0.37－2,490,000円

●税源移譲後の所得税の新税率表

課税所得金額⑤	税額の計算式
1,000円～1,949,000円	⑤×0.05
1,950,000円～3,299,000円	⑤×0.1－97,500円
3,300,000円～6,949,000円	⑤×0.2－427,500円
6,950,000円～8,999,000円	⑤×0.23－636,000円
9,000,000円～17,999,000円	⑤×0.33－1,536,000円
18,000,000円～	⑤×0.4－2,796,000円

- 左図源泉徴収票（例）中「〔摘要〕」欄の住宅借入金等特別控除可能額に記載されている金額⑥と、①の税源移譲前の税率で算出した平成19年分の所得税額を比べます。

住宅借入金等特別控除可能額 150,000円⑥

税源移譲前の所得税額 < 161,000円④

草加太郎さんは、住宅借入金等特別控除可能額⑥が、税源移譲前の所得税額④より少ないため、住宅借入金等特別控除可能額⑥が計算の基準となり、

住宅借入金等特別控除可能額 150,000円⑥

税源移譲後の所得税額 150,000円⑥ × 0.05 = 7,500円⑦

＝69,500円

が平成20年度の市・県民税から控除される額となります。

STEP4

申告をしましょう

対象となる人は、ココを見れば分かります

□「源泉徴収税額」欄が0になっている。

□「住宅借入金等特別控除の額」欄に数字が記載されている。

□「〔摘要〕」欄の住宅借入金等特別控除可能額に数字が記載されている。

3 申告方法

確定申告をしない人

確定申告をする人

申告書の種類・添付書類

市市民課への郵送または市・県民税申告会場（※1）で受け付けます。

※1 市・県民税申告会場 期間：平成20年2月18日（月）～3月17日（月）（土日を除く。ただし、2月24日（日）及び3月2日（日）は受け付けします。）

受付時間：午前9時30分～午後3時30分 場所：中央公民館

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）」を1月下旬に郵送します。

給与と所得者で平成18年分の年末調整で住宅ローン控除の手続きをした人と住宅ローン控除の確定申告をした人には、「住宅借入金等特別税額控除申告書（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）」を1月下旬に郵送します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

確定申告をする人は、税務署を通して申告することとなるため、確定申告会場に備え付けられた「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」をご使用ください。この確定申告書を提出する納税者用の申告書は、市民税課窓口でも配布します。

平成19年所得が減り所得税が課税されなかった人

市・県民税を還付します

退職などにより、平成19年中の所得が大幅に減り、平成19年分の所得税が課税されなかった人は、平成20年度市・県民税の税額決定後、申告することにより、平成19年度分の市・県民税が税源移譲前の水準まで減額され、納めていただいた市・県民税の還付を受けることができます。

■対象者…次の①と②のいずれの条件にも当てはまる人

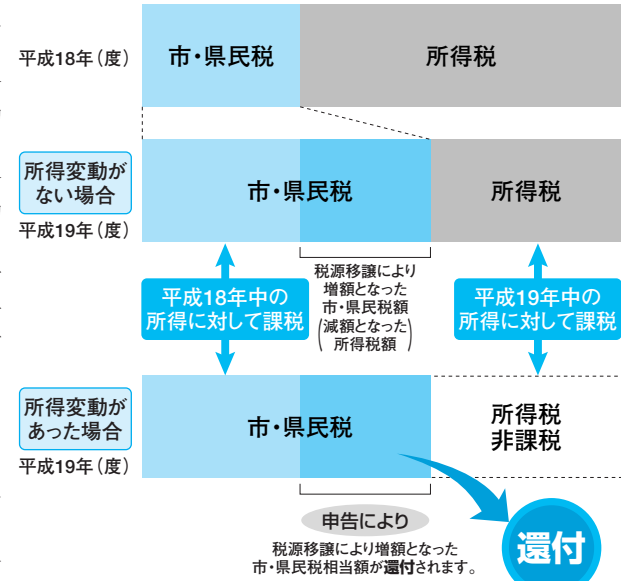
- 平成19年度市・県民税の課税所得金額（申告分離課税を除く。）が、所得税と市・県民税の人的控除額の差の合計額より大きい
- 平成20年度市・県民税の課税所得金額（申告分離課税を含む。）が、所得税と市・県民税の人的控除額の差の合計額以下

※「市・県民税の課税所得金額」とは、所得の合計金額から、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除など所得控除を差し引いた金額です。「所得税と市・県民税の人的控除額の差」の主なもの、右下表のとおりとなっています。

■対象年度…平成19年度

■申告方法…平成20年7月1日（火）から31日（木）までに、所定の申告書を、平成19年1月1日現在お住まいの市町村に提出してください。

■申告書の配布…申告書の配布時期や方法は今後、広報とホームページでお知らせします。



モデルケース ●本人・配偶者・子〔高校生（特定扶養）と中学生（一般扶養）〕

平成19年度（平成18年分）	平成20年度（平成19年分）
給与収入 5,000,000円	給与収入 3,000,000円
社会保険料 500,000円	社会保険料 300,000円
給与所得① 3,460,000円	給与所得② 1,920,000円
所得控除合計③ 1,940,000円	所得控除合計④ 1,740,000円
課税所得金額⑤①－③ 1,520,000円	課税所得金額⑥②－④ 180,000円
人的控除額の差の合計 330,000円	人的控除額の差の合計 330,000円
調整控除 16,500円	調整控除 9,000円
市・県民税⑦ 139,500円	市・県民税 13,000円
所得税 107,100円	所得税 非課税

所得税と市・県民税の主な人的控除額の差

	所得税	市・県民税	控除額の差
基礎控除	380,000円	330,000円	50,000円
配偶者控除	380,000円	330,000円	50,000円
一般扶養控除	380,000円	330,000円	50,000円
特定扶養控除	630,000円	450,000円	180,000円
老人扶養控除	480,000円	380,000円	100,000円
同居老親等控除	580,000円	450,000円	130,000円

この場合は、対象者の条件に当てはめると

①平成19年度市・県民税の課税所得金額1,520,000円＞人的控除額の差の合計額330,000円

②平成20年度市・県民税の課税所得金額180,000円≤人的控除額の差の合計額330,000円

となり、①、②とも対象者の条件をみたしています。

還付される額の計算方法

$$\text{還付される額} = \begin{matrix} \text{平成19年度の課税所得金額に、税源移譲後の税率を乗じて得た額から、調整控除を差し引いた後の市・県民税額} \\ \text{139,500円⑦} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{平成19年度の課税所得金額に、税源移譲前の税率を乗じて得た市・県民税額} \\ \text{80,000円} \end{matrix}$$

この例では、〔所得割〕1,520,000円×市民税6%+1,520,000円×県民税4%－調整控除16,500円+〔均等割〕4,000円の計算をします。

この例では、〔所得割〕1,520,000円×市民税3%+1,520,000円×県民税2%+〔均等割〕4,000円の計算をします。

地震保険料控除が創設され、損害保険料控除は廃止に

平成20年度から、地震保険への加入の促進をする目的で、地震保険料控除が創設されます。これに伴い、火災保険や損害保険に対する従来の損害保険料控除は、平成19年度をもって廃止になります。ただし、平成18年12月31日までに契約した保険期間10年以上で、満期返戻金がある長期損害保険（積立型保険）は、経過措置として従来の損害保険料控除が適用されます。

65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置が終了し、全額課税に

昭和15年1月2日以前に生まれた人で、前年の合計所得が125万円以下（年金収入245万円以下）の人の市・県民税額は、平成18年度は均等割1,300円・所得割額の3分の1、平成19年度は均等割2,600円・所得割額の3分の2でしたが、平成20年度からは、全額の課税となります。

	均等割		所得割	
	市民税	県民税	市民税	県民税
平成18年度	1,000円	300円	3分の1を課税	
平成19年度	2,000円	600円	3分の2を課税	
平成20年度	全額課税 3,000円	全額課税 1,000円	全額課税	

2 固定資産税・都市計画税について

固定資産税とは

どんなものに対する税ですか？

その年の1月1日（賦課期日）に土地、家屋、償却資産（※）を所有している人に納めていただく税です。

※償却資産とは何ですか？

償却資産とは、会社や個人で商店や工場を経営している人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等をいいます。

誰がその税を納めるのですか？

その年の1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人です。

いつ税を納めるのですか？

5月、7月、12月、2月の年4回です。詳しくは、1面「市税等納期一覧」の「固定資産税・都市計画税」の欄をご参照ください。

都市計画税とは

都市計画事業または土地区画整理事業に充てるために、市街化区域内に存在する土地及び家屋を所有している人に、固定資産税と合わせて納めていただく税です。

固定資産税・都市計画税の税額の算出方法

$$\text{課税標準額}^{\ast 1} \times \text{税率}^{\ast 2} = \text{税額}$$

※1 税額計算のもとになる価額です。 ※2 固定資産税1.4%
都市計画税0.25%

お問い合わせ先(直通)

資産税課	土地担当	☎048-922-1081
	家屋担当	☎048-922-1092
	償却資産担当	☎048-922-1068

住宅ローン等を利用して

マイホームを購入・新築・増改築した人

一定の条件により住宅借入金等特別控除（所得税）が受けられます。

詳しくは、川口税務署 ☎048-252-5186

タックスアンサー ☎048-647-4444

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/>

Q&A

1 家屋の固定資産税が高くなったのですが

Q 平成15年9月に住宅を新築しましたが、平成19年度分から税額が急に高くなったのはなぜですか？

A 新築住宅は、床面積要件等の制約はありますが、新築後一定期間固定資産税額が2分の1に減額されます（3階以上の中高層耐火住宅等については新築後5年間、その他の木造等の住宅は3年間）。したがって、平成16・17・18年度分については減額が適用されており、平成19年度からは減額期間の終了により本来の税額となり、税額が高くなったものです。

2 年の途中で土地や家屋を売った場合は

Q 昨年12月に土地と家屋の売買契約を締結し、今年の2月中旬に所有権移転登記をしました。今年の固定資産税は誰に課税されますか？

A 今年度の固定資産税は、あなたに課税することになります。地方税法の規定で毎年1月1日（賦課期日）現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し、当該年度の固定資産税を課税することとされていることによるものです。なお、このような場合の、公租公課の支払方法については、売主と買主との間で契約書等で取り決めることが多く行われています。



3 テナントが取り付けした附帯設備等の申告は

Q 家屋の所有者以外のテナントが取り付けした附帯設備等で、事業のために使用するものは、償却資産として申告が必要でしょうか？

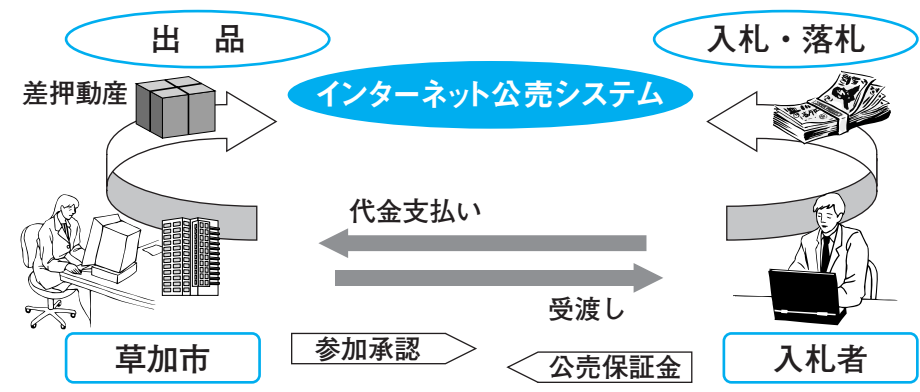
A テナントが取り付けした附帯設備等とは、例えば飲食店の例ですと、店舗内造作、厨房設備、接客用家具、備品、テレビ、カラオケセット、自動販売機などが該当します。これらは、償却資産としてテナントに課税されることになりますので、毎年1月末日までに申告していただくことになります。

3 市税等の収納対策について

草加市では、市税等により財源を確保することを重点課題として、収納率の向上、滞納税額の圧縮及び税の公平、公正を確保するために、預貯金等の債権・不動産・動産など滞納者の財産の差押処分を行っております。

さらに、差し押さえ後納付されない場合、換価（公売）可能な財産については、公売を行い、税収確保に努めております。公売とは、入札またはせり売りの方法で差押財産を売却する方法です。今年度からはインターネットオークションを利用して公売を実施していく予定です。

詳細は、草加市ホームページ（<http://www.city.soka.saitama.jp/>）をご覧ください。



お問い合わせ先(直通)

収納対策室 ☎048-922-3417